

社会福祉法人なごみ会 役員費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人なごみ会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による換算立ち合い
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務
- (7) 評議委員並びに評議委員選任・解任委員の費用弁償も行う。

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給するものとする

区分	1日当たりの額
住宅地が福岡市内にあるもの	3000円
その他の者	3000円

- 2 前条の(4)(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人なごみ会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。  
旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。  
ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人なごみ会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規定は適用しない。

(報酬)

第5条 理事・監事・評議委員・評議委員選任・解任委員には報酬は行わない。

(雑則)

第6条 この規定に定めない事項については、別に定める。

附則

この規定は、平成24年9月1日

この規定は、平成29年1月29日